

背景

平成29年3月28日に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「更なる航空自由化の推進を図るため、チャーター便に係る規制のあり方を見直す」とされたことを踏まえ、チャーター便に対する潜在的な需要を掘り起こし、観光立国の更なる推進を図るため、平成29年8月8日に「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」（平成22年10月22日国空国第1769号・国空事第463号）を改正した。

見直しの内容

本邦を発着する国際旅客チャーター便の運航について、認められる形態の限定を撤廃することで、原則禁止から原則許可という規制のあり方に転換し、個札販売や包括旅行チャーターの用機者による卸売の要件も緩和した。

①認められる形態

OWNユース、アフィニティ、ITCのみ



制限撤廃

②個札販売の要件

羽田・成田・関空とそれ以外の空港を区別



羽田・成田とそれ以外の空港を区別

③包括旅行チャーターの用機者による卸売の要件

チャーターした部分の全部の卸売は不可



チャーターした部分の全部の卸売を認める

※伊丹・神戸の空港政策上の制約、羽田の7:00～22:00の制約等は維持